

国際教養大学における学長特別補佐の設置に関する規程

平成 18 年 2 月 24 日
大学経営会議決定
規程第 24 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、学長特別補佐について、必要な事項を定めるものである。

(任務)

第 2 条 学長特別補佐は、学長が本学に関する重要事項を執行するにあたり、学長が指定する特定の校務を補佐し、あるいは学長が命ずる特定の任務を学長に代わって行うことができる。

(選考)

第 3 条 学長特別補佐は、本学における活動を適切かつ効果的に遂行できる能力を有する者のうちから、学長がこれを任命する。

(員数)

第 4 条 学長特別補佐は、原則として 3 名以内とする。

2 前項の人員を超えて設置する必要がある場合には、大学経営会議の承認を得なければならない。

(任期)

第 5 条 学長特別補佐の任期は 1 年とし、再任は妨げない。ただし、学長特別補佐の任期の末日は、当該学長特別補佐を任命する学長の任期の末日とする。

(報酬)

第 6 条 学長特別補佐の報酬の額は、学長が別に定める。

(補則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、学長特別補佐に関して必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 2 月 24 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。